

第 1 監査の請求

1 請求人

住所 備前市

氏名 (略)

住所 備前市

氏名 (略)

住所 備前市

氏名 (略)

2 請求年月日

令和6年8月5日

3 請求の内容

請求人提出の備前市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）による請求要旨、請求理由及び措置要求は次のとおりである。請求人氏名等を省略しているほかは、原文のまま掲載している。

1, 請求の趣旨

備前市長吉村武司氏は、令和6年6月13日、「A社」と「備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務」の委託契約を随意契約で結んでいる。それによると、契約書は、(その1) から (その4) まで4枚に分けて作成しており、(その1) は「1人当たり単価 ¥510,000-」、(その4) は「1人当たり単価 490,000-」となっている。つまりは等分に行くのであろうから、 $162 \times 510000 + 54 \times 490000$ となり、総計1億908万円がA社に支払われることになる。

しかしながら、「備前市契約規則」第25条によれば、随意契約によることのできるのは、50万円を超えないことが条件になっている。しかるにこの契約は規則に反し違法の契約である。また、この契約は合理的理由もないのに1人当たりの単価契約になっているが、そもそも単価契約が認められるのはその数量が未確定な場合であって、本件のように人数が確定している場合は単価契約は認められず違法な契約である。従って違法の契約に基づいて公金が支払われることは許されず、その差し止めを求める。

2, 請求者

(略)

地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

4 事実証明書

- ①備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー事業委託（その1）契約書1
 - ②備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー事業委託（その4）契約書1
 - ③備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー事業委託入札経過及び入札結果表（その1）、（その2）、（その3）、（その4） 各1枚。
 - ④備前市契約規則 抜粋 1
- （資料番号等については、請求人が記載したものである。）

5 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

文化スポーツ部文化スポーツ振興課

2 請求人の証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して新たな証拠の提出の機会を与えたところ、令和6年8月23日に本件請求を補完する新たな証拠の提出があった。提出された証拠は次のとおりである。

- （1）入札（見積）結果表 業務名「備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その1）」
- （2）入札（見積）結果表 業務名「備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その2）」
- （3）入札（見積）結果表 業務名「備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その3）」
- （4）入札（見積）結果表 業務名「備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その4）」

3 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和6年8月23日に陳述の機会を与えたところ、請求人3名が出席し、請求趣旨について陳述を行った。

4 関係職員等の陳述

令和6年8月23日に監査対象部局の職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人3名が立ち会った。

5 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、事前に監査対象部局に関係書類の提出を求めた。

第3 監査の結果

本件請求の内容、陳述及び提出された資料等を総合的に判断して、請求人は、次のとおり主張しているものと解する。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号及び備前市契約規則（平成17年備前市規則第47号。以下「規則」という。）第25条第2項の表第6号 契約の種類が前各号に掲げるもの以外のものである場合には、50万円以下の場合に随意契約することができるものとあるが、備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（以下「本件業務委託」という。）は、一人当たり510,000円で契約を締結しており、違法である。
- ②規則第24条が準用する同第11条第2項では、予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないとされ、ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、役務の提供、使用等の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができるとされているが、備前市は合理的理由もなく、本件業務委託契約を単価契約としていることは違法である。

以上のことから、本件請求における監査対象事項は、「備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーに係る契約の締結（以下「本件業務委託契約」という。）が違法又は不当であったか」であると解するところである。

しかし、本件業務委託契約については、その随意契約における根拠規定に誤りがあること並びに予定価格を総額ではなく単価として入札を行ったことが法令等に反しているなどとして、公平な入札の実施及び備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーの中止の勧告を求め、令和6年6月25日付けで請求人とは別の住民から提出された住民監査請求において実施した、本件業務委託契約に係る監査と同一内容であると判断した。

法第242条に定める住民監査請求は、一事不再理の原則により、同一人より同一事件についての同一内容の再監査の請求はできないものとされているが、請求人が異なる以上、一事不再理の原則を援用することはできない。しかし、既に監査を行った請求と同一内容の請求について、既に行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと判断できるときは、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている（昭和34年3月19日行

政実例)。

よって、令和6年8月14日付け、備前市監査委員告示第8号において公表した監査結果（本件業務委託を実施する上で、規則上、役務の提供の場合においては単価についてその予定価格を定めることができるとされていることから単価契約としたこと、また、指名競争入札が不調であったため最低価格を提示した業者と随意契約を締結したことは、いずれも違法とは言えないとの結論に達し、請求を棄却したもの。文末に写しを添付する。以下「公表した監査結果」という。）をもって本件請求の監査結果とする。

第4 補足

本件請求に係る請求の趣旨と公表した監査結果との間について補足を述べる。

本件請求中の第3監査の結果中①については、公表した監査結果の第3監査の結果、2監査委員の判断、(2)のとおりである。

本件請求中の第3監査の結果中②については、公表した監査結果の第3監査の結果、2監査委員の判断、(1)、(エ)のとおりである。



備前市監査委員告示第8号

令和6年6月25日付で提出された地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく
住民監査請求について、その結果を同条第5項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和6年8月14日

備前市監査委員 小野田 隼也

備前市監査委員 尾川 直行

第 1 監査の請求

1 請求人

住所 備前市

氏名 (略)

住所 備前市

氏名 (略)

2 請求年月日

令和6年6月25日

3 請求の内容

請求人提出の備前市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）による請求要旨、請求理由及び措置要求は次のとおりである。原文のまま（社名、個人名は除く）掲載している。

備前市長及びロサンゼルス野球応援ツアー実行委員長に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

1、ロサンゼルス野球応援ツアー事業について

I 旅行業者選定について

①当該事業について、6月5日開会の定例議会で6900万円余の追加予算が提案され、当日即決され総額1億3000万円の大事業であります。

②5月23日 匿名（公益通報者）により、次の様な内部告発が行われた。「C社は、既に200名分のツアー受注を得て、51万円～55万円のパックを手配していたが、市長より、C社手配分の内、51万円パック分50名を、D社へ回し、残り150名分を、C社へ振り分ける様にとの指示があり、担当者が困惑している。」との、内容であります。

③請求人Eは、6月6日、公正取引委員会（広島-F氏）及び備前警察G警部補へ官製談合の疑いを通報している。

④請求人Hは、6月5日 備前市総務課へ、6日付 開示請求を行った。

①当該事業の旅行代理店の選定方法及び契約書について ②200名の参加応募要項について ③参加者の選考方法について、

⑤匿名（公益通報者）によれば、6月5日の指名委員会で、旅行代理店選定について、C社に随時契約と決定した。開示請求があった為かは不明であるが、同日、再度指名委員会が開催され、23時半まで長時間にわたり行われ、競争入札に変更された。

⑥旅行業者決定について、

※「予算決算及び会計令」第74条違反の疑いがある。

⑦6月7日の匿名通報者によれば、6日 指名入札案内を行い、7日締め切り、10日開札（50人*4件）するも、50人分のみ落札。150人分が不調に終わり、11日再度指名案内を実施予定である。その後の伝聞によれば、残り150人分も12日もしくは13日業者決定した。（14日 公開抽選に間に合わせる為）

※「予算決算及び会計令」第74条では、入札案内から応札までの期間を一般競争入札に付す場合、入札期日前日から起算し少なくとも、10日前に、官報、新聞、掲示等の方法で、公告しなければならない。急を要する場合5日まで短縮が出来るとされている。

⑧6月14日 文化スポーツ課が、「備前市ロサンゼルス野球応援ツアー当選者の方へのお知らせ」の文書について、（17日消去—何故？）

※「このあと、旅行者（C社）から書類が各家庭に郵送されます。」と明記されている。

II 参加者の応募及び選考方法について

①請求人Hは、6月12日 備前市総務課に、①6月5日開示請求を行った参加者募集要項と選考方法について督促 ②引率職員16名の選考方法について ③I選手及びその関係者から、当事業へのコメントについて ④6月7日付、中高生自宅へ送付した「備前市ロサンゼルス野球応援ツアーのご案内について」の郵送料等の開示請求を行った。

②請求人Hは、6月10日 6月7日付、中高生自宅へ送付した「備前市ロサンゼルス野球応援ツアーのご案内について」を見て、文化スポーツ課へ、「申し込みが先着順でないとなっているが、開示請求している選考方法について…」問い合わせを行ったが、公表は出来ないとの答弁であったので、重ねて募集要項を公表する時点で選考方法を公表すべきでないか？と質した。13日公開抽選を行う傍聴可能とのメール配信があった。

2、違法又は不当を感じる行為について

I 伝聞によれば、備前市とC社との間で、入札以前に契約が内定していた。この行為は、官製談合（公平な業者選定がなされていなかった。）であり、備前市への損害が発生した可能性がある。従って公平な入札を求める。

①伝聞によれば、備前市は、業者選定において、クラウドファンディング・企業版ふるさと納税の業者に対し、その見返りで随時契約でないか？

※5月15日庁議議事録において、MLB応援ツアー関連のふるさと納税について、市長は、企業版4720万円、クラファン約125万円、個人版約279万円、合計5124

万円と発言している。

※匿名通報者によれば、「令和6年3月 6年度予算」で、当事業費6,700万円が議決された後、旅行業者から、企業版ふるさと納税があった。

※請求人Hは、前項確認の開示請求の結果は、クラファン（2024年5月1日～2024年7月29日（90日間）2000万円目標に対し、（6月20日現在）7,140,500円である。5月末現在企業版ふるさと納税実績は、2,300万円であるが、その企業名及び金額は、企業側の希望であると、非公開であり確認が取れていない。

②随時契約 - 多くの自治体は、160万円以下の物品購入のときに、見積もりをとる少額随意契約を行うと公表しているが、今回の入札結果から、C社・D社・J社にどのような入札案内が、示されていたのか疑問がある。

③一般競争入札 - 入札案内から応札までの期間を一般競争入札に付す場合、入札期日前日から起算し少なくとも、10日前に、官報、新聞、掲示等の方法で、公告しなければならない。急を要する場合5日まで短縮が出来るとされている。

Ⅱ、公費1億3000万円余を、投入し一人当たり60万円を補助する事業である、参加者の選定には、公平公正さが求められるが、抽選方法に瑕疵はなく公平公正であったか？

4 事実証明書

- 1 市内全中学生の自宅に郵送された文書の写し
- 2 メール配信された「当選者の方へのお知らせ」の写し
- 3 令和6年6月10日 入札（見積）結果表
（資料番号等については、請求人が記載したものである。）

5 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求の内容、陳述及び提出された資料等を総合的に判断して、次の事項を監査の対象とする。

- （1）備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーに係る入札について、入札案内から入札までの過程が違法又は不当であったか。
- （2）備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーに係る契約の締結が違法又は不当

であったか。

なお、請求人は請求書において、備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーの参加者の応募及び選考方法について、「参加者の選定には、公平公正さが求められるが、抽選方法に瑕疵はなく公平公正であったか」としているが、参加者の応募及び選定方法については、財務会計行為ではないことから法第242条の要件を満たしていないため、これを監査の対象外とする。

2 監査対象部局

文化スポーツ部文化スポーツ振興課

3 請求人の証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して新たな証拠の提出の機会を与えたところ、令和6年7月10日と同月16日に本件請求を補完する新たな証拠の提出があった。提出された証拠は次のとおりである。

令和6年7月10日提出分

- 1 備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その1）に係る「入札経過及び入札結果表（電子くじ対応）」、「（第3回）入札（見積）書」、「見積書」、「予定価格」及び「随意契約理由書」

令和6年7月16日提出分

- 1 備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その1）（以下単に「その1」ということがある。「その2」、「その3」について同じ。）に係る「執行伺（指名競争入札）」、「予定価格」、「入札経過及び入札結果表（電子くじ対応）」、「執行伺（随意契約）」、「随意契約に係る業者指名について」、「見積合せ経過及び入札結果表」、「見積書」、起案書「契約の締結について」及び「契約書」
- 2 備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その2）に係る「執行伺（指名競争入札）」、「予定価格」、「入札経過及び入札結果表（電子くじ対応）」、「執行伺（随意契約）」、「随意契約に係る業者指名について」、「見積合せ経過及び入札結果表」、「見積書」、起案書「契約の締結について」及び「契約書」
- 3 備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その3）に係る「執行伺（指名競争入札）」2部、「予定価格」、「入札経過及び入札結果表（電子くじ対応）」、「随意契約に係る業者指名について」、「見積合せ経過及び入札結果表」、起案書「契約の締結について」及び「契約書」

- 4 備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託(その4)に係る「執行伺(指名競争入札)」、「予定価格」、「入札経過及び入札結果表(電子くじ対応)」、「(第1回)入札(見積)書」、「別紙内訳書」、起案書「契約の締結について」及び「契約書」

4 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和6年7月16日に陳述の機会を与えたところ、請求人2名が出席し、請求趣旨について陳述を行うとともに、「備前市職員措置請求書-追加資料」並びに「3 請求人の証拠の提出」に記載した「令和6年7月16日提出分」の各証拠を監査委員に提出し、監査委員に求める措置として、備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーの実施を中止する勧告を追加したため、これを請求書の補正書として認め、受理した。補正書の要旨について、監査委員が要約すると次のとおりである。

- (1) 令和6年6月6日に仕様書を送付、同月7日に見積書が提出されており、見積入札は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下、請求書転記部分以外は「会計令」という。)第74条違反である。
- (2) D社の見積書(入札書)に法人名がなく、入札金額も50人分であり無効である。また、会計令第76条の手続きを怠っており違法である。
- (3) A日程162人分を3分割しての入札、契約は会計令第80条違反である。
- (4) C社との随意契約の根拠規定を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第8号としているが、同項1号のその他のもの、予定価格が50万円以下であり、地方自治法施行令に違反している。
- (5) 違法であることは明らかであるので、備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーの実施を中止する勧告を求める。

5 関係職員等の陳述

令和6年7月16日に監査対象部局の職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人2名が立ち会った。

6 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、事前に監査対象部局に関係書類の提出を求めた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求の要旨及び監査対象事項に即しての主張事実について、次の事項を確認した。

(1) 備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託契約締結について

(ア) 備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーの概要について

備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーは、市内の中高校生を対象に、地元出身メジャーリーガーが所属するチームをロサンゼルスで応援することにより、その迫力に触れ、夢に向かって頑張れば、夢は叶うことなどを体感し、また、米国での異文化や外国語を肌で感じることで国際性を涵養^{かんよう}し、国際力豊かな人材の育成に寄与することを目的に、A日程を令和6年8月4日から同月8日までとして150人を、B日程を同月22日から同月26日までとして50人を米国ロサンゼルス州へのツアーに参加させる事業である。

(イ) 備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託の入札について

市は、(ア)の目的のため、備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託の締結に向け、次のとおり指名競争入札を実施している。

備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その1）

業務委託期間 契約日から令和7年3月31日まで

業務内容

日程 令和6年8月4日から令和6年8月8日まで（A日程）

募集人数 50人

随行 4人

実施内容 ①本企画の具体的内容立案、実施計画作成・実施運営等
②募集及び広報宣伝等（募集パンフレットの作成）
③参加受付、参加者負担金等の徴収及び管理等
④その他上記に付随する業務

契約の方法 指名競争入札

指名業者 C社、D社、J社

入札案内発送日 令和6年6月5日

予定価格 一人当たり単価510,000円（消費税込）

開札日 令和6年6月10日

結果 指名業者3者のうち1者が辞退し、指名業者2者で3回の入札を行うが予定価格超過のため不調

その2、その3もその1と同様の入札を行っており、結果も同じであった。

備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その4）

業務委託期間 契約日から令和7年3月31日まで

業務内容

日程 令和6年8月22日から令和6年8月26日まで（B日程）

募集人数	50人
随行	4人
実施内容	①本企画の具体的内容立案、実施計画作成・実施運営等 ②募集及び広報宣伝等（募集パンフレットの作成） ③参加受付、参加者負担金等の徴収及び管理等 ④その他上記に付随する業務
契約の方法	指名競争入札
指名業者	C社、D社、J社
入札案内発送日	令和6年6月5日
予定価格	一人当たり単価510,000円（消費税込）
開札日	令和6年6月10日
結果	落札 C社
契約締結日	令和6年6月13日
契約金額	一人当たり単価490,000円（消費税込）

（ウ）備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託の契約について

A日程である備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託のその1からその3までの入札については、（イ）のとおり、落札者が決まらなかったため、市は、それぞれの入札において、いずれも最低価格で入札を行ったC社との間で、施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約に向けた交渉を行い、同社との間で次のとおり業務委託契約を締結した。

備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託（その1）

契約の方法	随意契約
随意契約理由	施行令第167条の2第1項第8号
予定価格	一人当たり単価510,000円（消費税込）
契約日	令和6年6月13日
受注者	C社
契約金額	一人当たり単価510,000円（消費税込）

その2、その3もその1と同様の契約を締結した。

2 監査委員の判断

以上、事実確認ができた事項を基に、請求人の主張する要旨について判断を行う。

（1）備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーに係る入札について、入札案内から入札までの過程が違法又は不当であったか。

（ア）官製談合の疑いについて

請求人は請求書において、匿名（公益通報者）からの内部告発により「C社は、既に200名分のツアー受注を得て、51万円～55万円のバックを手配していたが、市

長より、C社手配分の内、51万円パック分50名を、D社へ回し、残り150名分を、C社へ振り分ける様にとの指示があり、担当者が困惑している。」とし、備前警察署へ「官製談合の疑いを通報している」としている。また、違法又は不当を感じる行為として「伝聞によれば、備前市とC社との間で、入札以前に契約が内定していた。この行為は、官製談合（公平な業者選定がなされていなかった。）」であると主張している。

監査対象部局から提示された契約に至る事実経過は次のとおりである。

- 1) 令和6年2月上旬頃、C社から市長に対し、メジャーリーグ応援ツアー（以下、本事実経過説明では「応援ツアー」という。）に関する提案書が提出された。応援ツアーは、概ね一人当たり60万円で実施できる旨の説明があり、市長からは①参加人数を200人程度とし、②市が60万円のうち半額を負担するという方針に基づき、 $200人 \times 30万円 = 6000万円$ を早急に当初予算に組み込むよう指示があった。
- 2) 同年3月上旬頃、市長からA日程で150人、B日程で50人を募集するため、C社との間での随意契約による契約締結を前提とした下準備を始めるよう指示があった。
- 3) 同年4月下旬頃、市長から、複数の旅行会社から見積書を聴取するよう指示があった。その結果、最安値として一人当たり51万円という金額が提示された。
- 4) 同年5月中旬頃、市長から、A日程につき対応可能との回答があった複数の旅行会社に対し、一人当たり51万円で応援ツアーを実施できないか否かを確認するよう指示があり、その結果、C社及びD社から、実施可能であるとの回答が寄せられた。その回答を受けて、市長からは、下準備を指示していたA日程150人分のうち、25人分をD社に割り当てるよう指示があり、その後、飛行機の予約との関係で、最終的に50人分をD社に割り当てる方向で調整するよう指示があった。
- 5) 同月下旬頃、市長から、②応援ツアー60万円につき市が全額を負担する方針に変わったことから、追加で、 $200人 \times 60万円 - 6000万円 = 6000万円$ 及び職員随員16人分を早急に補正予算に組み込むよう指示があった。
- 6) 同月31日、契約管財課や総務課に経緯を説明したところ、C社及びD社との間での随意契約による各契約の締結については問題があるのではないかと指摘を受けた。
- 7) 同年6月5日、契約管財課等からの指摘を受けて、随意契約による契約締結は見直し、市長からは、改めて指名競争入札を行うよう指示があった。そのため、備前市に役務・旅行運送・運行で入札参加資格者名簿に登録がある業者のうち、備前県民局管内の業者で海外旅行の取り扱いがあるC社、D社、J社の3者による指名競争入札を行うこととし、A日程が50人ずつ3枠、B日程が50人で1枠の枠を設けた。
- 8) 同月10日の指名競争入札の結果、A日程は、3枠とも複数の入札があったものの、いずれも予定価格一人当たり51万円を上回ったため、落札者が決まらなかった。B日程は、C社が一人当たり49万円で落札した。その後、A日程は、

いずれの枠も最低価格で入札をしたC社との間で、施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約に向けた交渉を行い、3枠とも同社との間で一人当たり51万円で随意契約を締結することとなった。

市は、4) のとおり、監査対象部局が令和6年5月中旬頃、一人当たり51万円で応援ツアーの実施可否を確認したところ、C社及びD社から実施可能であるとの回答があり、市長からA日程150人分のうち、25人分をD社に割り当てるよう指示を受け、その後、飛行機の予約との関係で、最終的に50人分をD社に割り当てる方向で調整するよう指示を受けていた。しかし、6) のとおり、同月31日に契約管財課等からC社及びD社との随意契約による各契約の締結については問題があるのではないかと指摘を受け、7) のとおり、令和6年6月5日に随意契約による契約締結を見直し、指名競争入札を行うこととし、市の入札参加資格者名簿に役務の旅行運送・運行で登録がある業者であり、備前県民局管内の業者で海外旅行の取り扱いがあるC社、D社、J社を指名業者として、A日程に50人ずつ3枠、B日程に50人で1枠の枠を設け、第3、1、(1)、(イ) のとおり、指名競争入札を行ったとしている。

その結果、指名業者3者のうち1者は辞退したものの、8) のとおり、A日程のその1からその3の入札について、いずれも予定価格を上回ったことから落札者が決まらなかったため、それぞれの入札において、いずれも最低価格で入札を行ったC社との間で、施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約に向けた交渉を行い、第3、1、(1)、(ウ) のとおり、その1からその3までについて、それぞれ同社と一人当たり単価510,000円（消費税込）で随意契約を締結している。

以上のことから、監査対象部局は、指名競争入札に至るまでの間、特定の業者と随意契約を締結する方針であったが、他部署からの指摘により方針を改め、市の入札参加資格者名簿に登録がある3者による指名競争入札を行ったところ、4件中3件は不調に終わるも、それぞれで最低価格を提示した業者と随意契約を締結しており、監査を実施した限りにおいて、請求人が主張する「入札以前に契約が内定していた」官製談合とする事実は確認できなかった。

(イ) 指名競争入札に係る入札案内から応札までの期間等について

請求人は、請求書並びに補正書において、令和6年6月6日に指名競争入札に係る「指名入札案内を行い、7日締め切り、10日開札（50人*4件）するも、50人分のみ落札」されたとし、このことは「予算決算及び会計令」第74条に違反していると主張している。

会計令第74条によれば「契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。」とされ、請求人は、市が行った入札案内日から開札までの期間が短く、会計令に違反していると主張

しているものと解する。

ここで請求人が対象としている「予算決算及び会計令」は、会計法（昭和22年法律第35号）第1条第1項等で規定する「政令の定めるところにより」とする「政令」であり、これらの法令が対象とするものは国の収入、支出負担行為及び支出、契約等であり、地方自治体のこれらに対応する法令は「地方自治法」及び「地方自治法施行令」であるため、本監査においては、請求人が「予算決算及び会計令」に違反するとするものを、監査委員の判断により、できうる限り「地方自治法施行令」その他の地方自治に関する法令並びに条例等（以下「自治法等」という。）に読み替え、監査を行うものとする。

会計令第74条は、そもそも国の契約に係る入札において、一般競争に付そうとするとときに適用されるものである。

請求の対象となった当該事業に係る入札は地方自治体の契約に係る入札であり、また、一般競争入札ではなく指名競争入札であることから、これらを自治法等に読み替え、地方自治体における指名競争入札参加者への適正な通知の時期について確認することとする。

指名競争入札参加者への通知に関しては、施行令第167条の12第2項では、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、市長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならないとされており、備前市契約規則（平成17年備前市規則第47号。以下「規則」という。）第23条第2項では、市長は、指名競争入札に付そうとするときは、入札について必要な事項をその指名する者に入札期日の前日から起算して3日前までに、ただし、急を要する場合においては1日前までに通知しなければならないとされている。

以上のことから、会計令第74条に対応する法令を規則第23条第2項とし、市が行った入札案内日から開札までの期間が短く、会計令に違反しているとする請求人の主張をみるに、当該行為について市は第3、1、（1）、（イ）のとおり、令和6年6月5日に入札案内を送付し、同月10日に開札を行っており、3日前までに通知していることから、規則に反しているとは言えない。

（ウ）入札書に社名が無く、単価での入札がなされていないことについて

請求人は、補正書において「D社の見積に法人名の記載がなく、入札金額も50人分であり無効」であり、「会計令76条の手続きを怠っていて違法である」と主張している。

会計令第74条及び第76条によれば、一般競争入札に付そうとする場合には公告しなければならない、その公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならないとされている。

これらを自治法等に読み替えた場合、対応する法令は規則第23条第2項及び施行令第167条の12第3項が準用する施行令第167条の6第2項であり、同項では、市長は入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならないと規定されている。

請求人は、市が行った指名競争入札において、D社の入札書に社名がないこと、入札金額が単価ではなく50人分の金額であることが、施行令第167条の12第3項の手続きを怠っていると主張しているものと解するが、同項は、指名競争入札を行うときは、入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名し、その指名する者に入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を通知し、その際、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならないとされているのであって、入札書に社名が無いことや入札金額が単価金額でないことが直ちにこれに反するものではない。

また、監査対象部局によると、備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託に係る指名競争入札は電子入札の方式を採用し、事前に封書による入札書を提出する方法により実施されており、入札書が封入されていた封筒にはD社の社名等が印字されており、入札書にも同社の所在地及び代表者の氏名が記載され、同社の代表者役職印が押印されていたことから、同社による一人当たりの単価による有効な入札書と判断したとしており、請求人が提出した事実証明書の「令和6年6月10日 入札（見積）結果表」においても同社の入札結果が記載されていることから、入札書は有効なものと認められる。

（エ） A日程を3分割していることについて

請求人は、補正書において「A日程162人分を3分割しての入札・契約は、会計令第80条違反である」と主張している。

会計令第80条では、予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないが、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができるとされている。

これらを自治法等に読み替えた場合、対応する法令は規則第24条であり、この条において準用するとされる規則第11条第2項では、予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないが、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、役務の提供、使用等の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができるとされている。

監査対象部局によると、A日程を50人ずつ3枠に分けた理由について、当該ツ

アーは、実施までの期間が短く、一度に150席の飛行機の座席を確保する契約を予定した場合、業者がこれに対応することが困難となり、契約が成立しない恐れがあったことから、これら避けるため50人ずつ3枠とすることが適当であると判断したためとしており、A日程を50人ずつ3枠に分けて入札を行ったことは合理的理由があると認められる。

また、規則第11条第2項では、役務の提供の場合においては単価についてその予定価格を定めることができるとされていることから、予定価格を単価で定めたことについても法令等に反しているとは言えない。

(2) 備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーに係る随意契約の締結が違法又は不当であったか。

請求人は補正書において、市は、備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託(その1)の随意契約理由書に記載されている根拠規定を施行令第167条の2第1項第8号としているが、「本案は、1号予定価格・その他のもの・50万円以下」であり、施行令第167条の2第1項第1号の適用であるため、法令に反していると主張しているものと解する。

法第234条第2項によれば、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされ、施行令第167条の2に随意契約ができる場合が掲げられており、同条第1項第8号では、競争入札に付し入札者がいないときは随意契約ができるとされている。

市は第3、1、(1)、(イ)のとおり、A日程である備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアー業務委託のその1からその3までの入札を行ったが、落札者が決まらなかったため、それぞれの入札において最低価格で入札を行ったC社と交渉を行い、同(ウ)のとおり、施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を締結したものである。

よって、備前市ロサンゼルスメジャーリーグ応援ツアーに係る業務委託の随意契約締結は法令等に反しているとは言えない。

以上のとおり、請求人の主張には理由が無いと認められる。

第4 結 論

よって、本件請求は理由がないので、監査委員の合議により、これを棄却する。